

## 介護老人保健施設等の事前協議等に係る事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、指定特定施設入居者生活介護事業者の指定及び介護老人保健施設の開設等に関する事前協議等の手続きに関し必要な事項を定め、地域需要に適切に対応する指定特定施設及び介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設等」という。）を整備することを目的とする行政手続きを定めたものであり、相手方の任意の協力により手続きを進めるものとする。

### (事前協議)

第2条 指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けようとする者及び介護老人保健施設を開設しようとする者（以下「開設等希望者」という。）は、指定又は開設許可の申請を行う前に、当該介護老人保健施設等の整備に関する計画（以下「事業計画」という。）について、市長と協議（以下「事前協議」という。）するものとする。

- 2 事前協議をしようとする者は、介護老人保健施設等事前協議書（第1号様式）に概要調書を添えて、市長に提出するものとする。
- 3 前項の書類の提出があったときは、市長は開設等希望者に対して必要な指導を行うものとする。

### (事前協議の継続)

第3条 次の各号に該当するときは、事前協議を継続するものとする。

- (1) 介護老人保健施設を開設しようとする者が、平成11年厚生省告示第96号第10号に該当し、厚生労働大臣の認定を受ける必要がある者であるとき。
- (2) 事業計画について、引き続き協議する必要があると認められるとき。
- (3) 介護老人保健施設等の立地を予定している地域の施設需要からみて、計画を具体化するために十分な調整が必要であると認められるとき。
- (4) 介護老人保健施設等の立地を予定している土地に係る規制により、計画を具体化するためには十分な期間が必要であると認められるとき。

### (事前協議の終了)

第4条 市長は、本要綱に定める事前協議の要件を具備していると認められるときは、開設等希望者に対し事前協議が終了した旨を第2号様式により通知するものとする。

(変更許可に係る事前協議)

第5条 法第94条第2項に規定する変更の許可の場合にあって、規則第136条第1項第5号(敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。)第7号、第8号、第11号(従業員の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。)及び第15号(協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。)に掲げる事項を変更しようとする者(以下「変更希望者」という。)は、変更許可の申請前に変更計画について市長と協議(以下「変更協議」という。)するものとする。

2 変更協議をしようとする者は、第3号様式に当該変更の状況が分かる書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 前項の書類の提出があったときは、市長は、変更希望者に対して必要な指導を行うものとする。

(変更許可に係る事前協議の継続)

第6条 次の各号に該当するときは、変更許可に係る事前協議を継続するものとする。

(1) 介護老人保健施設の変更計画について、引き続き協議する必要があると認められるとき。

(2) 介護老人保健施設の敷地面積の変更の場合であって、土地の規制により、計画を具体化するために十分な期間が必要であると認められるとき。

(変更許可に係る事前協議の終了)

第7条 市長は、変更の理由が適正であり、本要綱に定める変更許可に係る事前協議の要件を具備していると認めるときは、変更希望者に対し事前協議が終了した旨を第4号様式により通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月8日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
名称及び  
代表者氏名

印

指定特定施設入居者生活介護  
介護老人保健施設 事前協議書

介護老人保健施設等の事前協議等に係る事務処理要綱に基づき、関係書類を添えて下記のとおり事前協議を申し出ます。

記

施設の名称	
開設予定地	
開設予定年月日	
施設の形態	
事業概要	

第2号様式(第4条関係)

番 号  
年 月 日

様

浜松市長

指定特定施設入居者生活介護事業者の指定  
介護老人保健施設の開設 に係る事前協議の終了について(通知)

年 月 日付けで申し出のあった指定特定施設入居者生活介護  
介護老人保健施設 事前協議書につ  
いて、協議が終了しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 入居定員等

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
名称及び  
代表者氏名

印

介護老人保健施設変更協議書

介護老人保健施設等の事前協議等に係る事務処理要綱に基づき、関係書類を添えて下記のとおり変更協議を申し出ます。

記

施設名称	
施設の所在地	
開設許可年月日	
変更事項	

第4号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

様

浜松市長

介護老人保健施設の変更協議について（通知）

年 月 日付けで申し出のあった介護老人保健施設変更協議書について、協議が終了しましたので通知します。

記

1 変更事項